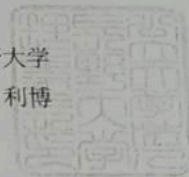




令和5年7月14日

長野県退職教職員の会上小支部
会長 齋藤 榮子 様

公立大学法人長野大学
理事長 平井 利博



回 答 書

貴会作成の2023年6月28日付書面（以下「書簡」といいます）を同月30日受領しました。

書簡にある「何よりもそこで学ぶ学生たちの思いが大切にされる大学であってほしい」との理念に、当法人も全面的に賛同致します。

まさしくその思いで、当法人は組織運営にあたっており、教職員に対する懲戒処分の当否の検討においても「学生第一」の理念は徹底されております。

そのうえで、貴会の要望について、下記のとおり回答します。

記

要望事項3点について、市民に説明する機会を設けて欲しいと書かれておりますが、恐縮ですが、期待に沿えません。

なぜなら、個別具体的な事案（特に懲戒処分）について、公の場で明らかにすることは、関係者の名誉やプライバシー等を侵害し、各種法令等に違反する可能性があるからです。

公立大学は、地方独立行政法人法に定めがあって、関係法令や学内規程などの仕組みのなかで運営しております。

関係するすべての法令・規則・規程等を順守する必要があるため、それゆえ、外部への情報提供では、説明すべき相手方を限定したうえで、必要な範囲でその責任を果たすのが相応です。ご理解をお願いいたします。

そのうえで

- 1 2019年から20年にかけて複数の不明朗なお金の流れについて調査が行われ、それに伴い一職員が停職処分を受けた後に退職した件について、本当は何があったのか、今後に向けて何を教訓とするのか、公立大学として責任をもって市民に説明してください。

（回答）

元職員の懲戒処分の詳細は、当法人の定める「懲戒処分発表・公表指針」に照らして判断されますので、それ以外は公表できません。元職員の心身の健康や家族のプライバシー等を考慮し、決められた措置です。

なお、当法人が「お金の流れを不明朗なまま放置した」事実はなく、すべて適切に対応しております。

なお、2の懲戒処分との関係性はまったくありません。

- 2 上記1の調査や対応を大学に働きかけた田中法博教授ら教員が処分されたことについて、その不当性や根拠の不明瞭性が指摘されています。なぜどのような理由で処分がなされたのか、本当にそれは適切な判断に基づいて行われたのか、市民に説明してください。

(回答)

当該教員らの懲戒処分については、そのうち1名から提訴があり、現在、係争中であり、係争中の案件に関しては、引き続き、法廷で説明してまいります。なぜなら、係争案件の相手方も当学の教員であって、「誰もが働きやすい職場環境」を実現するために、法廷闘争を学内に持ち込むことは厳に慎むべきと考えるからであります。

この案件は、令和3年3月4日付第三者委員会（弁護士委員2名が含まれています）の判断を含め、長期にわたる賞罰審査委員会（弁護士1名が含まれています）の慎重な審議を経ております。その都度、当事者に十分な弁明の機会が与えられていましたので、当法人として、不当な対応はしていません。

なお、書簡では「上記1の調査や対応を大学に働きかけた」せいで、懲戒処分されたかのように書かれていますが、そんな事実はございません。

懲戒事由の詳細は、法廷で明らかにされております。田中教授もそれらの写をお持ちなので、理解しているはずです。

- 3 大学の運営についてトップダウンの改革が強調され、教職員や地域住民との対話や意見交換がおろそかにされているとの指摘があります。地域に開かれた公立大学として、今後どのように大学を運営していく方針なのか、市民に説明してください。

(回答)

公立大学になって以来、中期目標と中期計画を作成し、達成すべき業務運営上の目標を明確にしています。その中で、地域との連携についてもいくつかの評価項目で、毎年評価を受けており、概ね良好との評価結果を受けています。評価結果は毎年公表されています。教職員・学生の地域連携は大学としても最重要項目の一つであり、改善点の指摘に対応しています。

昨年度で、第1期中期目標計画期間が終了し、令和5年度より、第二期中期目標計画期間に入ったところです。学部の新設や再編など地域に貢献する大学としての組織改編は、設置者である上田市との協議を経て、上田市議会の承認を得た上で進められます。

運営費の一部を国税によって賄われるのは公立大学も私立大学も同様です。しかしながら、大学運営のガバナンス改革は、私学時代と異なり、公立大学法人のガバナンスコードに準じて行われます。本学にはその面での改革に遅れがあり、文部科学省の示す水準に達するよう努めているところです。

中期目標計画を含め、学生による授業評価、教育内容と到達度の評価、シラバスの厳

格化、ディプロマポリシーとの整合、教員の教育研究業績評価、運営の効率化、財務の厳格な運用、パソコン、書籍など資産管理の厳格化、等々、いずれも明確な説明責任を求められていますので、これに対応しております。曖昧であった勤怠管理を改め、一般の大学と同様の専門業務型裁量労働制を導入し、教員の自由な活動を確保するなど、研究専念時間の確保に資する対応も図っています。

以上